観工第５号　下呂温泉街サイン看板改修工事

事業者プロポーザル実施要領

下呂温泉街サイン看板改修工事の受託事業者選定にあたり、公募型プロポーザル方式を実施するため、必要な事項を以下のとおり定める。

１ 募集概要

(1) 目的

本工事は、下呂温泉街に設置されている既存の矢羽根看板について、老朽化した表示板面の更新、支柱等の塗り直し、不必要な矢羽根および看板本体の撤去・整理を行うものである。温泉街を訪れる観光客（インバウンドを含む）の周遊性・安全性を向上させるとともに、下呂市の歴史ある温泉街の景観に調和した美しく分かりやすい案内環境を再整備することを目的とする。

(2) 企画提案を募集する業務の名称

下呂温泉街サイン看板改修工事

(3) 業務内容

【別紙】下呂温泉街サイン看板改修工事　仕様書のとおり。

業務内容：業務内容の概要は以下のとおりとする。

① 現地調査に基づく矢羽根板面内容・動線案内体系の最適化提案

② 既存矢羽根看板の板面作り変え（高耐候性仕様・新デザイン等）

③ 継続利用する支柱・フレームのケレン作業及び再塗装（下呂市景観指定色）

④ 案内目的地の変更等に伴う不要な矢羽根板面（単体）の撤去

⑤ 不要となった矢羽根看板構造物全体の撤去解体及び路面原状復旧

⑥ 成果品（看板台帳データ、AI 形式デザインデータ、施工写真集、マニフェスト等）の納品

(4) 業務期間

契約締結の日から令和９年３月３１日（水）まで

(5) 提案上限額

５，０４５，０００円（消費税及び地方消費税含む。）

※この金額は、契約金額ではなく、企画提案の上限額である。

２ プロポーザル実施スケジュール

（１）提案書提出期限　令和８年 11 月 27 日(金)

（２）提案内容審査　令和８年 12 月１日(火)

（３）結果の通知・公表　令和８年 12 月２日(水)予定

３ 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たしている事業者とする。

(1) プロポーザル審査の日において、下呂市工事入札参加資格者名簿（とび・土工・コンクリート工事、電気工事、鋼構造物工事のいずれか）に登載されている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定のいずれにも該当しないこと。

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法第 174 条第１項の規定による再生計画認可の決定を受けているものを除く。）でないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者で、同法第 199 条第１項もしくは第２項又は第 200 条第１項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと。

(6) 地方税及び国税の滞納がないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条及び下呂市暴力団排除条例（平成 24 年下呂市条例第５号）第２条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

(8) 過去５年間に、国・地方公共団体が発注又は補助事業として行うサイン事業の元請けとしての実績を有すること。連携協力事業者の実績も認めることとする。

４ 提案書の提出

（１）提出書類：

提案書の様式・形式等は任意とするが、使用言語は日本語、単位は計量法（平成４年法律第１号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

（a）参加資格要件を満たすことを証明する書類（会社概要、納税証明書、事業実績等）

（b）企画提案書（別紙仕様書の業務内容について具体的に示すこと）

・仕様書の業務項目ごとの実施内容、具体的提案及びその手法

・業務推進体制及び配置予定人員

・実施スケジュール

（c）概算見積書（仕様書の業務内容の項目別に内訳を明示すること）

（２）提出方法：

① 提出部数：5 部（正本 1 部、副本 4 部）

② 提出先：下呂市役所 観光文化スポーツ部 観光課

〒509-2295 岐阜県下呂市森 960 番地

（TEL: 0576-24-2222 / FAX: 0576-25-3252）

③ 提出方法：持参または郵送（書留等配達記録が残る方法に限る）

（３）提出期限：

令和 8 年 11 月 27 日（金） 午後 5 時必着

5　質問の受付及び回答

（１）質問方法

以下の宛先に電子メールで問い合わせること。質問書の様式は任意。質問者には、受信確認の電子メール返信をもって受付したものとみなす。

宛先：下呂市役所観光文化スポーツ部観光課

アドレス：kankou@city.gero.lg.jp

（２）質問期限

令和 8 年 11 月 25 日（水）午後 5 時

（３）回答方法

質問への回答は、一括して質問回答書としてまとめ、メールにて返信する。

6 提案審査評価

（1） 審査評価手法

提案審査評価は、「下呂温泉街サイン看板改修工事企画競争（選定）委員会」において実施する。

（2） 審査（書類審査）

日 時：令和 8 年 12 月 1 日（火）

選定方法：提出された書類（企画提案書及び見積書等）に基づく書面審査を行う。

（3） 評価基準

別紙「下呂温泉街サイン看板改修工事　公募型プロポーザル方式　提案書評価基準」に基づき、総合的に評価・採点を行う。

（４）受託事業者の決定方法：

・企画競争委員会が提案書の評価・採点を行い、評価点の最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。なお、総評価点の６割を満たさない提案者は選定対象としない。

・同点により複数の最高得点者が生じた場合は、原則として提案金額の安価な提案者を優先交渉権者とする。

・金額も同点の場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

・提案者が１名のみの場合においても、審査により総評価点が６割を超えた場合に決定とする。

・優先交渉権者と提案内容、契約手法等の詳細を協議のうえ、受託事業者として決定し、業務委託契約を締結する。なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点交渉権者と協議を行う。

（５）評価結果の通知：

審査結果（優先交渉権者の選定結果可否）は、すべての提案事業者に対して遅滞なく文書にて通知する。

７ 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当するときは、その事業者の提案は無効とする。

(1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき。

(2) ひとつの事業者が複数申請したとき。

(3) 書類等に虚偽の記載をしたとき。

(4) 所定の日時及び場所に提案書等を提出しないとき。

(5) 誤字又は脱字等により極端に意思表示が不明確であるとき。

(6) その他、本件企画提案に関する条件に違反したとき。

８ その他

(1) 提案書に関連する事項について後日、ヒアリングを行うことがある。

(2) 本提案に係る一切の経費は、提案事業者の負担とする。

(3) 提出されたすべての資料の所有権は、本市にあるものとし、提出された資料の返却はしない。

(4) 提出された提案書の著作権は提案事業者に属する。市が提案事業者に無断で他の目的に使用することはない。

(5) 受託事業者選定に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。

9 連絡・照会先

〒509-2295 下呂市森９６０ 下呂市役所 観光課 担当：川井

TEL ０５７６－２４－２２２２ FAX ０５７６－２５－３２５２

e-mail：kankou@city.gero.lg.jp 又は yosuke-k@city.gero.lg.jp